

平成 22 年 4 月 2 日

企業会計基準適用指針公開草案第 37 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（最終改正平成 21 年 3 月 27 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p>企業会計基準適用指針第 14 号 「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」</p> <p>平成 19 年 3 月 14 日 改正平成 20 年 12 月 26 日 改正平成 21 年 3 月 27 日 <u>最終改正平成 XX 年 XX 月 XX 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準適用指針第 14 号 「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」</p> <p>平成 19 年 3 月 14 日 改正平成 20 年 12 月 26 日 <u>最終改正平成 21 年 3 月 27 日</u> 企業会計基準委員会</p>
<p>適用指針 四半期財務諸表の作成基準 開示 注記事項 重要な会計方針の変更</p> <p>33. <u>会計基準等の改正に伴う会計方針の変更が行われた場合、会計基準第 19 項(2)及び第 25 項(1)の変更の理由に代えて、会計基準等の名称を記載する。</u> <u>また、会計基準第 19 項(2)及び第 25 項(1)の影響額とは、新たな会計方針の遡及適用により影響を受ける前年度の期首からの累計期間に係る税金等調整前四半期純損益又は税引前四半期純損益、その他の重要な項目への影響額をいうものとする。ただし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更で経過的な取扱いに従って会計処理を行った場合並びに遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合で、前年度の四半期財務諸表について遡及適用を行っていないときには、新たな会計方針の適用により影響を受ける前年度又は当年度（前年度の期首から将来にわたり新たな会計方針を適用している場合には前年度のみ）の期首からの累計期間</u></p>	<p>適用指針 四半期財務諸表の作成基準 開示 注記事項 重要な会計処理の原則及び手続を変更した場合の影響額の取扱い</p> <p>33. <u>会計基準第 19 項(2)及び第 25 項(1)の影響額とは、前年度又は直前の四半期会計期間と同一の会計処理の原則及び手続を適用した場合において計上される、期首からの累計期間に係る税金等調整前四半期純損益又は税引前四半期純損益その他の重要な項目への影響額をいうものとする。なお、影響額を適時に正確に算定することができない場合には、資本連結をやり直さないなど適当な方法による概算額を記載することができる。</u></p>

公開草案	現行
<p>に係る税金等調整前四半期純損益又は税引前四半期純損益、その他の重要な項目への影響額をいうものとする。当年度の影響額を適時に正確に算定することができない場合には、資本連結をやり直さないなど適当な方法による概算額を記載することができる。</p> <p>33-2. 遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、会計基準第 19 項(2)及び第 25 項(1)に掲げる事項のほか、その理由、会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期を記載する。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>会計上の見積りの変更を行った場合及び会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の影響額の取扱い</p> <p>34. 会計基準第 19 項(4)、(4-2)、第 25 項(3)及び(3-2)の影響額とは、<u>会計上の見積りの変更を行った場合又は会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合に、変更により影響を受ける当年度の期首からの累計期間に係る税金等調整前四半期純損益又は税引前四半期純損益、その他の重要な項目への影響額をいうものとする。</u>なお、影響額を適時に正確に算定することができない場合には、資本連結をやり直さないなど適当な方法による概算額を記載することができる。</p> <p>過去の誤謬の修正再表示を行った場合の影響額の取扱い</p> <p>35. 会計基準第 19 項(22)及び第 25 項(21)の影響額とは、<u>過去の誤謬の修正再表示により影響を受ける前年度の期首からの累計期間に係る税金等調整前四半期純損益又は税引前四半期純損益、その他の重要な項目への影響額をいうものとする。</u></p>	<p>第 2 四半期以降で自発的に重要な会計処理の原則及び手続の変更を行った場合の影響額の取扱い</p> <p>34. 会計基準第 19 項(3)及び第 25 項(2)の影響額とは、<u>直前の四半期会計期間の対応する期首からの累計期間における税金等調整前四半期純損益又は税引前四半期純損益その他の重要な項目の金額と、同期間に変更後の会計処理の原則及び手続を適用した場合に算定される金額との差額をいうものとする。</u>なお、影響額を適時に正確に算定することができない場合には、資本連結をやり直さないなど適当な方法による概算額を記載することができる。</p> <p>第 2 四半期以降で自発的に重要な会計処理の原則及び手続の変更を行った場合の翌年度の四半期会計期間における取扱い</p> <p>35. 会計基準第 19 項(4) 及び第 25 項(3)の影響額とは、<u>前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間における税金等調整前四半期純損益又は税引前四半期純損益その他の重要な項目の金額と、同期間に変更後の会計処理の原則及び手続を適用した場合に算定される金額との差額をいうものとする。</u>なお、影響額を正確に算定することができない場合には、資本連結をやり直さないなど適当な方法による概算額を記載することができる。</p>

公開草案	現行
<p>四半期財務諸表の表示方法の変更</p> <p>36. 会計基準第 19 項(5)及び第 25 項(4)の内容には、前年度に係る四半期財務諸表等(会計基準第 7 項)との比較を行うために必要な事項(組替えの内容、組替えを行った理由、組替えられた四半期財務諸表等の主な項目の金額及び四半期財務諸表等の組替えが実務上不可能な場合には、その理由)を記載するものとする。ただし、変更の内容が明らかである場合には、記載しないことができる。</p>	<p>四半期財務諸表の表示方法の変更</p> <p>36. 会計基準第 19 項(5)及び第 25 項(4)の内容には、前年度の対応する四半期財務諸表との比較を行うために必要な事項を記載するものとする。ただし、変更の内容が明らかである場合には、記載しないことができる。</p>
<p>セグメント情報等に関する事項</p> <p>40. 報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益(又は損失)の測定方法に重要な変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容を記載することとされている(会計基準第 19 項(7) 及び第 25 項(5-2))。この内容は、次の(1)及び(2)のとおりとする。</p> <p>(1) 報告セグメントの変更 事業セグメントの量的な重要性の変化による報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲の変更 その旨、期首からの累計期間に係る報告セグメントの利益(又は損失)及び売上高の情報に与える影響を記載する。 組織変更等、企業の管理手法が変更されたことによる報告セグメントの区分方法の変更 その旨、前年度の対応する期首からの累計期間について変更後の区分方法により作り直したセグメント情報に基づく報告セグメントの利益(又は損失)及び売上高の情報を記載する。ただし、当該情報を開示することが実務上困難な場合には、期首からの累計期間について前年度の区分方法により作成した報告セグメントの利益(又は損失)及び売上高の情報を記載することができる。</p> <p>(2) 事業セグメントの利益(又は損失)の測定方法の重要な変更 その旨、変更の理由、当該変更が期首からの累計期間に係る</p>	<p>セグメント情報等に関する事項</p> <p>40. 報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益(又は損失)の測定方法に重要な変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容を記載することとされている(会計基準第 19 項(7) 及び第 25 項(5-2))。この内容は、<u>年度に準じた記載方法により</u>、次の(1)及び(2)のとおりとする。</p> <p>(1) 報告セグメントの変更 事業セグメントの量的な重要性の変化による報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲の変更 その旨、期首からの累計期間に係る報告セグメントの利益(又は損失)及び売上高の情報に与える影響を記載する。 組織変更等、企業の管理手法が変更されたことによる報告セグメントの区分方法の変更 その旨、前年度の対応する期首からの累計期間について変更後の区分方法により作り直したセグメント情報に基づく報告セグメントの利益(又は損失)及び売上高の情報を記載する。ただし、当該情報を開示することが実務上困難な場合には、期首からの累計期間について前年度の区分方法により作成した報告セグメントの利益(又は損失)及び売上高の情報を記載することができる。</p> <p>(2) 事業セグメントの利益(又は損失)の測定方法の重要な変更 その旨、変更の理由、当該変更が期首からの累計期間に係る</p>

公開草案	現行
<p>報告セグメントの利益(又は損失)及び売上高の情報に与えている影響を記載する。</p> <p>なお、(1)及び(2)の記載のすべて又はその一部について、記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。</p>	<p>報告セグメントの利益(又は損失)及び売上高の情報に与えている影響を記載する。</p> <p>なお、(1)及び(2)の記載のすべて又はその一部について、記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。</p>
<p>1 株当たり四半期純損益 (会計方針の変更又は誤謬の訂正が行われた場合)</p> <p>51-2. 会計方針の変更又は過去の誤謬の訂正により四半期財務諸表等の遡及適用又は修正再表示が行われた場合は、開示対象期間の1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を、遡及適用後又は修正再表示後の金額により算定する。</p> <p>(当四半期会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合)</p> <p>52. 当四半期会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合は、開示対象期間の四半期会計期間及び期首からの累計期間に係る1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を、前年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定する。</p> <p>また、当四半期会計期間において株式併合又は株式分割が行われた旨、及び当該株式併合又は株式分割の影響を1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益に反映している旨を注記する。</p> <p>(四半期会計期間後に株式併合又は株式分割が行われた場合)</p> <p>53. 四半期会計期間の末日後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、第52項に準じて取り扱う。</p>	<p>1 株当たり四半期純損益 (新設)</p> <p>(当四半期会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合)</p> <p>52. 当四半期会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨及び前年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間に係る1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を注記する。</p> <p>(四半期会計期間後に株式併合又は株式分割が行われた場合)</p> <p>53. 四半期会計期間の末日よりも後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、重要な後発事象として取り扱う。その場合には、次のように、当該株式併合又は株式分割の影響を反映した前年同期及び当四半期会計期間の1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を、当該株式併合又は株式分割が</p>

公開草案	現行
	<p>行われた旨とともに記載する。</p> <p>(1) 前年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前年同期の1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益</p> <p>(2) 当年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における当四半期会計期間の1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益</p>
<p>1株当たり純資産額 (会計方針の変更又は誤謬の訂正が行われた場合)</p> <p>55-2. 会計方針の変更又は過去の誤謬の訂正により四半期財務諸表等の遡及適用又は修正再表示が行われた場合は、前年度末及び当四半期会計期間末の1株当たり純資産額を、遡及適用後又は修正再表示後の金額により算定する。</p> <p>(当四半期会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合)</p> <p>56. 当四半期会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合は、前年度末及び当四半期会計期間末の1株当たり純資産額を、前年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定する。</p> <p>また、当四半期会計期間において株式併合又は株式分割が行われた旨、及び当該株式併合又は株式分割の影響を1株当たり純資産額に反映している旨を注記する。</p> <p>(四半期会計期間後に株式併合又は株式分割が行われた場合)</p> <p>57. 四半期会計期間の末日後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、第56項に準じて取り扱う。</p>	<p>1株当たり純資産額</p> <p>(新設)</p> <p>(当四半期会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合)</p> <p>56. 当四半期会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨及び前年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前年度末の1株当たり純資産額を注記することが望ましい。</p> <p>(四半期会計期間後に株式併合又は株式分割が行われた場合)</p> <p>57. 四半期会計期間の末日後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、第53項の記載に加え、前年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前年度末及び当四半期会計期間末の1株当たり純資産額を記載する。</p>

公開草案	現行
<p>適用時期等 (平成 XX 年 XX 月改正適用指針) <u>81-X. 平成 XX 年 XX 月改正の本適用指針(以下「平成 XX 年 XX 月改正適用指針」という。)(ただし、第 52 項、第 53 項、第 56 項及び第 57 項を除く。)の適用時期は、平成 XX 年 XX 月改正の会計基準と同様とする。</u> <u>81-X. 株式併合又は株式分割が行われた場合の 1 株当たり情報の算定に関連した平成 XX 年 XX 月改正適用指針第 52 項、第 53 項、第 56 項及び第 57 項の適用時期は、平成 XX 年 XX 月に改正された企業会計基準第 2 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」の適用時期と同様とする。</u></p>	<p>適用時期等 (新 設) (新 設)</p>

公開草案	現行
<p>結論の背景 四半期財務諸表の作成基準 注記事項 重要な会計方針の変更 104-2. <u>重要な会計方針を変更した場合には、新たな会計方針の遡及適用により影響を受ける前年度の期首からの累計期間に係る税金等調整前四半期純損益又は税引前四半期純損益、その他の重要な項目への影響額を記載するが（第33項参照）その他の重要な項目とは、例えば、前年度の期首の純資産に反映された、遡及適用による累積的影響額が考えられる。</u> <u>なお、遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、新たな会計方針の適用により影響を受ける前年度又は当年度の期首からの累計期間に係る税金等調整前四半期純損益又は税引前四半期純損益、その他の重要な項目への影響額を記載するが、前年度の期首から将来にわたり新たな会計方針を適用している場合には、開示対象期間である前年度と当年度の四半期財務諸表に同一の会計方針が適用されていることから、前年度の影響額の記載のみを求めることとした。</u></p> <p>四半期財務諸表の表示方法の変更 105. 四半期財務諸表の表示方法の変更を行った場合には、その内容及び前年度に係る四半期財務諸表等との比較を行うために必要な事項の記載を求めることとした（第36項参照）。 この点について、当年度における表示方法の変更を行った四半期会計期間よりも前の四半期会計期間の財務諸表との比較を行うために必要な事項を記載しなかった場合、比較可能性が保てなくなるおそれがあるという指摘があった。しかし、表示方法の変更は、金額の重要性を理由とするものや科目の明瞭表示を理由とするものが大部分であると考えられる。しかも、四半期財務諸表では科目を集約して記載することも容認していることを加味する</p>	<p>結論の背景 四半期財務諸表の作成基準 注記事項 （新設）</p> <p>四半期財務諸表の表示方法の変更 105. 四半期財務諸表の表示方法の変更を行った場合には、<u>第1四半期での変更を含め、その内容及び前年度に係る四半期財務諸表との比較を行うために必要な事項の記載を求めることとした（第36項参照）。</u> この点について、当年度における表示方法の変更を行った四半期会計期間よりも前の四半期会計期間の財務諸表との比較を行うために必要な事項を記載しなかった場合、比較可能性が保てなくなるおそれがあるという指摘があった。しかし、表示方法の変更は、金額の重要性を理由とするものや科目の明瞭表示を理由とするものが大部分であると考えられる。しかも、四半期財務諸表で</p>

公開草案	現行
<p>と、比較情報として開示される前年度に係る四半期財務諸表等との比較可能性を確保するために必要な事項を記載することで足りることとした。</p>	<p>は科目を集約して記載することも容認していることを加味すると、比較情報として開示される前年度に係る四半期財務諸表との比較可能性を確保するために必要な事項を記載することで足りることとした。</p>
<p>セグメント情報等に関する事項 (報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益(又は損失)の測定方法に重要な変更があった場合の取扱い)</p> <p>106. 四半期会計期間において、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益(又は損失)の測定方法に重要な変更があった場合においては、平成20年改正の企業会計基準第17号「<u>セグメント情報等の開示に関する会計基準</u>」における年度での取扱いに準じて、比較可能性を保つために必要な記載をそれぞれの場合に応じて求めることとした(第40項(1)及び(2)参照)。</p> <p>なお、事業セグメントの量的な重要性の変化による報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲の変更(第40項(1)参照)について、<u>前年度の対応する期首からの累計期間に係る報告セグメントの利益(又は損失)及び売上高の情報を当年度の報告セグメントの区分により作り直した情報が、最高経営意思決定機関に対して提供され、使用されている場合には、期首からの累計期間に係る報告セグメントの利益(又は損失)及び売上高の情報に与えている影響額そのものの記載に代えて、当該情報を記載することが考えられる。また、事業セグメントの利益(又は損失)の測定方法の重要な変更(第40項(2)参照)の場合においても、当該変更が期首からの累計期間に係る報告セグメントの利益(又は損失)及び売上高の情報に与えている影響額そのものの記載に代えて、前年度の対応する期首からの累計期間に係る報告セグメントの利益(又は損失)及び売上高の情報を変更後の事業セグメントの利益(又は損失)の測定方法により作成したものを記載することも考えられる。</u></p>	<p>セグメント情報等に関する事項 (報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益(又は損失)の測定方法に重要な変更があった場合の取扱い)</p> <p>106. 四半期会計期間において、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益(又は損失)の測定方法に重要な変更があった場合においては、年度での記載に準じて、比較可能性を保つために必要な記載をそれぞれの場合に応じて求めることとした(第40項(1)及び(2)参照)。</p> <p>なお、事業セグメントの量的な重要性の変化による報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲の変更(第40項(1)参照)及び事業セグメントの利益(又は損失)の測定方法の重要な変更(第40項(2)参照)の場合においても、当該変更が期首からの累計期間に係る報告セグメントの利益(又は損失)及び売上高の情報に与えている影響額そのものの記載に代えて、前年度の対応する期首からの累計期間に係る報告セグメントの利益(又は損失)及び売上高の情報を変更後の報告セグメントの区分及び事業セグメントの利益(又は損失)の測定方法により作成したものを記載することも考えられる。</p>

公開草案	現行
<p>1 株当たり四半期純損益 108 .(削 除)</p>	<p>1 株当たり四半期純損益 108 . <u>四半期財務諸表に係る会計処理の原則及び手続を変更した場合において、当該変更が1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益に重要な影響を与えているときには、1株当たり情報の重要性に鑑み、前年同期との比較可能性を保つため、1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益に与える影響額の開示も求めるべきであるという意見があった。しかしながら、現行の年度の財務諸表及び中間財務諸表ではそのような開示が行われていないことも考慮し、四半期財務諸表での開示は求めないこととした。</u></p>
<p>(削 除)</p>	<p>付 録 (省 略)</p>

以 上